

奈良市公報

号外第10号

令和元年10月条例等

令和2年3月30日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務カシス課長
制作 株式会社 明新社

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
10	10	15 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課
10	10	16 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	人事課
10	10	17 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例	人事課
10	10	18 奈良市手数料条例の一部を改正する条例	消防局予防課
10	10	19 奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例	子ども政策課
10	10	20 奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例	保育総務課
10	10	21 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	保育所・幼稚園課
10	10	22 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育所・幼稚園課
10	10	23 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	保育所・幼稚園課
10	10	24 奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例	長寿福祉課
10	10	25 奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例	建築指導課、奈良町にぎわい課
10	10	26 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	企業局経営企画課
10	10	27 奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例	企業局給排水課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
10	10	32 奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例施行規則	建築指導課、奈良町にぎわい課
10	17	33 奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部を改正する規則	障がい福祉課
10	17	34 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
10	15	286 奈良市移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示	障がい福祉課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
-----	----	-----	-----

10	10	6	奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	給排水課
10	10	7	奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	給排水課

教育委員会

月	日	番号	件名	主管
10	1	4	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則等の一部を改正する規則	地域教育課
10	29	10	奈良市指定文化財の指定の一部改正	文化財課

条 例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第15号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第41条第2項及び第42条第3項中「700円」を「720円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第41条第2項及び第42条第3項の規定は、令和元年10月1日以後の勤務に係る通勤手当について適用し、同日前の勤務に係る通勤手当については、なお従前の例による。

（令和元年10月10日揭示済）

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（地方公営企業に勤務する者を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

（給与からの控除）

第3条 法第25条第2項の規定により、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第10条の2第4号に掲げるものは給与から控除することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の基準）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1の給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

4 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の程度に基づき規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第5条 給与条例第8条及び第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第6条 フルタイム会計年度任用職員が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間（正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた会計年度任用職員に対して、奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第1号）第1条に定める職員（以下「常勤職員」という。）の例により指定する時間をいう。以下同じ。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）（代休日（任命権者が、会計年度任用職員に祝日法による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。）（以下この条において「休日」と総称する。）である勤務時間が割り振られた日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合において、常勤職員の例により指定する日をいう。以下この条において同じ。）を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日

に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第16条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 給与条例第17条(第3項及び第6項を除く。)の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「において、正規の勤務時間」とあるのは、「において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)

第11条 第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第17条、第9条の規定により準用する給与条例第18条及び前条の規定により準用する給与条例第19条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 第6条並びに第8条の規定により準用する給与条例第17条、第9条の規定により準用する給与条例第18条及び第10条の規定により準用する給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものか

ら市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第13条 給与条例第21条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第21条第1項及び第2項の勤務は、第8条の規定により準用する給与条例第17条、第9条の規定により準用する給与条例第18条及び第10条の規定により準用する給与条例第19条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者を同じくするものに限る。次項及び第24条において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の程度に照らして第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第16条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外ときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第17条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

3 時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超

えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市長が規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務に係る報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬を支給することを要しない。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第19条 祝日法による休日等(市長が規則で定める職員にあっては、任命権者が定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして市長が規則で定める日において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜間勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第21条 第17条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第22条 第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた月額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた時間額

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第23条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、4,400円(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、6,600円)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を

宿日直勤務に係る報酬として支給する。

- 2 常直的な宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、前項の規定にかかわらず勤務1箇月につき、22,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直勤務に係る報酬として支給する。
- 3 前2項の勤務は、第18条から第20条までの勤務には含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料(育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。))の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第25条 第2条から第14条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額450,000円を超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。

- 2 第2条、第3条及び第15条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額にあっては450,000円を、日額にあっては第15条第2項

の規定を適用して得た額を、時間額にあつては同条第3項の規定を適用して得た額をそれぞれ超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。この場合において、同条第2項及び第3項中「基準月額」とあるのは、「450,000円」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 55,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額

(2) 日額及び時間額による報酬 2,600円を超えない範囲内で市長が規則で定める額

3 通勤に係る費用弁償の支給日については、市長が規則で定める。

4 通勤に係る費用弁償の返納については、常勤職員の通勤手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行した場合には、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費の例により旅行に係る費用弁償を支給する。

(その他)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年6月に期末手当を支給する場合において、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)に会計年度任用職員として任用された者で、施行日の前日まで附則第5項の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第40条第1号に掲げる臨時職員(以下この項において「臨時職員」という。)又は同条第2号に掲げる非常勤の職員(以下この項において「非常勤の職員」という。)として任用されていたものの在職期間を算定するときは、施行日の前日の属する年度において臨時職員又は非常勤の職員として任用されていた期間を、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

3 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第3項中「及び第40条」及び「と、給与条

例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」を削る。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「及び第40条」及び「と、同条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」を削る。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第39条中「教員(」の次に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)並びに」を加える。

第40条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。(会計年度任用職員の給与)

第40条 会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、別に条例で定める。

第41条及び第42条を削り、第43条を第41条とする。

別表第1(第4条関係)

給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000
2	145,200	195,800	231,600
3	146,400	197,600	233,100
4	147,500	199,400	234,700
5	148,600	200,900	236,100
6	149,700	202,700	237,800
7	150,800	204,500	239,300
8	151,900	206,300	240,900
9	153,000	207,900	242,100
10	154,400	209,700	243,600
11	155,700	211,500	245,200
12	157,000	213,300	246,600
13	158,300	214,700	248,100
14	159,800	216,500	249,600
15	161,300	218,200	250,900
16	162,900	220,000	252,300
17	164,200	221,700	253,800
18	165,700	223,400	255,400
19	167,200	225,000	257,100
20	168,700	226,600	258,900
21	170,100	228,000	260,500
22	172,800	229,700	262,300
23	175,400	231,300	264,000
24	178,000	232,900	265,700
25	180,700	234,000	267,600
26	182,400	235,500	269,500
27	184,000	236,900	271,300
28	185,700	238,200	273,100
29	187,200	239,500	274,800
30	188,900	240,700	276,700
31	190,700	241,700	278,600
32	192,400	242,900	280,300

33	194,000	244,200	281,800	94	294,900	342,600
34	195,400	245,300	283,700	95	295,200	343,100
35	196,900	246,500	285,500	96	295,600	343,500
36	198,400	247,800	287,400	97	295,800	343,700
37	199,700	248,700	289,000	98	296,100	344,100
38	201,000	250,100	290,700	99	296,500	344,500
39	202,200	251,500	292,500	100	296,900	344,800
40	203,500	252,900	294,300	101	297,100	345,100
41	204,800	254,300	295,800	102	297,400	345,500
42	206,100	255,700	297,500	103	297,800	345,900
43	207,400	257,100	299,000	104	298,100	346,300
44	208,700	258,400	300,600	105	298,300	346,800
45	209,800	259,600	302,200	106	298,600	347,200
46	211,100	260,900	303,900	107	299,000	347,600
47	212,400	262,300	305,500	108	299,300	348,000
48	213,700	263,600	307,200	109	299,500	348,500
49	214,800	264,700	308,100	110	299,900	348,900
50	215,900	265,800	309,600	111	300,300	349,200
51	216,900	267,100	311,100	112	300,600	349,500
52	218,000	268,400	312,700	113	300,800	350,000
53	219,100	269,400	314,300	114	301,000	
54	220,100	270,500	315,900	115	301,300	
55	221,000	271,800	317,500	116	301,700	
56	222,000	273,100	319,000	117	301,900	
57	222,400	274,000	320,500	118	302,100	
58	223,300	275,000	321,700	119	302,400	
59	224,100	275,900	322,900	120	302,700	
60	224,900	277,000	324,100	121	303,100	
61	225,600	278,100	324,800	122	303,300	
62	226,600	279,100	325,700	123	303,600	
63	227,400	280,000	326,500	124	303,900	
64	228,300	281,000	327,300	125	304,200	
65	229,000	281,500	328,200			
66	229,800	282,400	328,600			
67	230,700	283,100	329,300			
68	231,700	284,000	330,100			
69	232,400	285,000	330,900			
70	233,100	285,800	331,600			
71	233,700	286,600	332,300			
72	234,500	287,400	333,000			
73	235,300	288,200	333,500			
74	236,000	288,700	334,100			
75	236,700	289,100	334,600			
76	237,300	289,600	335,200			
77	238,000	289,800	335,500			
78	238,800	290,100	336,000			
79	239,600	290,300	336,400			
80	240,300	290,700	336,900			
81	240,800	290,900	337,300			
82	241,500	291,100	337,800			
83	242,200	291,500	338,300			
84	242,900	291,800	338,800			
85	243,500	292,100	339,100			
86	244,200	292,400	339,500			
87	244,900	292,700	340,000			
88	245,600	293,100	340,400			
89	246,100	293,400	340,700			
90	246,600	293,800	341,100			
91	246,900	294,100	341,600			
92	247,300	294,500	342,000			
93	247,600	294,700	342,200			

別表第2 (第4条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	一定の知識、技術、経験等を要する職務
2級	やや高度な知識、技術、経験等を要する職務
3級	相当高度な知識、技術、経験等を要する職務

(令和元年10月10日揭示済)

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第17号

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年奈良市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員

の処遇等に関する条例及び公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例(平成10年奈良市条例第6号)第2条第2項第3号

(2) 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)第2条第2項第3号(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例(昭和26年奈良市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「こえて」を「超えて」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の2項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」と、「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期に」とする。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」と、「3年を超えて」とあるのは「同項の規定により任命権者が定める任期の範囲内において」とする。

第6条第2項中「法第22条第5項」を「法第22条の3

第4項」に改める。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第17条に規定する時間外勤務手当、第18条に規定する休日勤務手当、第19条に規定する夜間勤務手当及び第21条に規定する宿日直手当に相当する額を除く。))」を加える。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改め、「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時職員、地方公務員法」を「地方公務員法」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年10月10日掲示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第79項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第79項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(令和元年10月10日掲示済)

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例
(奈良市立こども園設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立こども園設置条例(平成26年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市立鶴舞こども園の項を削る。
(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表右京保育園の項を削る。
(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第3条 奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立平城西幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年10月10日揭示済)

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第20号

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表三笠保育園の項中「奈良市西之阪町9番地」を「奈良市西之阪町5番地の1」に、「120人」を「160人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年10月10日揭示済)

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第21号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和元年10月10日揭示済)

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第22号

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第4号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「附則第3項において同じ」を削る。

第24条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第46条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削り、附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和元年10月10日揭示済)

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第23号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び法第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準の規定の引用に関する経過措置）

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準の附則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準を改正する内閣府令の附則に規定する経過措置の例による。

（令和元年10月10日揭示済）

奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第24号

奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例

奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市西之阪老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和元年10月10日揭示済）

奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第25号

奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保存建築物の登録等（第3条－第6条）

第3章 保存建築物等に関する制限

第1節 現状変更の規制（第7条・第8条）

第2節 保存のための措置（第9条－第13条）

第4章 雑則（第14条－第17条）

第5章 罰則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内に存する歴史的な価値を有する建築物を保存し、歴史文化観光資源として活用し、並びにその安全性の向上及び維持を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、市民及び地域にとってかけがえのない貴重な資源である当該建築物を最も良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定が適用されるに至った際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中であった建築物のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された有形文化財

イ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により指定された歴史的風致形成建造物

エ 奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）第4条第1項に規定する県指定有形文化財

オ 奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7

号) 第4条第1項に規定する指定文化財
カ なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第18条第2項第2号に規定する伝統的建造物

キ その他前条の目的に適合するものとして市長が別に指定したもの

(2) 移築 建築物を他の敷地に移して新築することをいう。

(3) 増築等 建築物の増築、改築、移転、移築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替をいう。

(4) 保存活用計画 次に掲げる事項を定めた対象建築物の保存及び活用に係る計画をいう。

ア 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容

イ 当該対象建築物の安全性に関する事項

ウ 当該対象建築物の維持管理に関する事項

エ その他市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項

(5) 保存建築物 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による登録を受けたものをいう。

(6) 保存対象敷地 保存建築物が存する敷地(保存活用計画において対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地)をいう。

第2章 保存建築物の登録等

(所有者による登録の申請)

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を必要とするときは、市長に対し、当該対象建築物を保存建築物として登録することを申請することができる。

2 前項の規定による申請を行おうとする者は、当該対象建築物に係る保存活用計画を策定し、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請を行おうとする者は、その者以外に当該対象建築物が存する敷地(保存活用計画において当該対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地)について所有権又は借地権を有する者があるときは、あらかじめ、当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

(保存建築物の登録等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、当該対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行う必要があり、かつ、当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該対象建築物を保存建築物登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、奈良市建築審査会条例(昭和49年奈良市条例第8号)第1条に規定する奈良市建築審査会の意見を

聴くとともに、その同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を当該保存建築物の所有者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、遅滞なくその旨を公告するとともに、保存対象敷地及び当該保存対象敷地内に存する建築物の位置その他規則で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5 第1項の規定による登録は、前項の規定による公告によって、その効力を生じる。

6 市長は、第1項規定による登録の際には、当該対象建築物について、法第3条第1項第3号の規定による指定を行うための必要な手続をとるものとする。

(登録の変更)

第5条 保存建築物の所有者は、保存建築物に係る保存活用計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長に対し、変更の登録(以下「変更登録」という。)を申請しなければならない。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同項中「第1項の規定による申請」とあるのは、「変更登録の申請」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容が当該保存建築物の保存及び活用を図るために必要であり、かつ、変更後の保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、変更登録をすることができる。

4 市長は、前項の変更登録をしたときは、遅滞なくその旨を公告するとともに、前条第4項の図書の表示する事項について所要の変更をしなければならない。

5 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、変更登録について準用する。この場合において、前条第2項中「前項の規定による登録」とあり、並びに同条第3項及び第5項中「第1項の規定による登録」とあるのは、「変更登録」と読み替えるものとする。

6 第3項の変更登録をしたときは、従前の登録は、当該変更登録に係る第4項の規定による公告があった日から将来に向かって、その効力を失う。

(登録の抹消)

第6条 市長は、保存建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく当該保存建築物の登録を抹消しなければならない。

(1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。

(2) 滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したとき。

2 市長は、保存建築物について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、その登録を抹消することができる。

3 市長は、前2項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、遅滞なくその旨及びその理由を公告すると

ともに、当該抹消を受けた保存建築物の所有者に通知しなければならない。

- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、遅滞なく当該建築物に係る法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を解除するために必要な手続をとらなければならない。

第3章 保存建築物等に関する制限

第1節 現状変更の規制

(現状変更等の許可等)

- 第7条 保存対象敷地内において増築等をしようとする者又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他規則で定める行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、保存活用計画の内容と相違するときは、同項の許可をしてはならない。

- 3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該保存建築物の保存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

- 4 第1項の許可は、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要するものであるときは、当該申請又は通知をしようとする日までに受けなければならない。

- 5 第1項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

- 第8条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長に検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同項の工事が完了した日から4日以内に行わなければならない。ただし、申請をしなかったことについて規則で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請を受けた日から7日以内に、当該申請に係る保存建築物が当該許可の内容に適合しているか否かを検査しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による検査を行った場合において、同項の保存建築物が当該許可の内容に適合していることを認めるときは、その旨を第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

第2節 保存のための措置

(所有者の管理義務等)

- 第9条 保存建築物の所有者は、保存活用計画に従って、当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

- 2 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関す

る責任者(以下「保存管理責任者」という。)を選任することができる。

- 3 保存建築物の所有者は、前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、又は変更したときも、また同様とする。

- 4 第1項の規定は、保存管理責任者について準用する。

- 5 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 6 保存建築物の所有者を変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理の報告等)

- 第10条 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該保存建築物について、当該保存建築物に係る保存活用計画の維持管理に関する事項に従い、定期的にその状況の調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物の現状又は管理若しくは工事の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(管理に関する助言、勧告及び命令)

- 第11条 市長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物を保存するために必要な助言を行うことができる。

- 2 市長は、保存建築物の構造若しくは建築設備又は保存対象敷地の管理が適当でないため当該保存建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物若しくは当該保存対象敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置をとることを命じることができる。

(監督処分)

- 第12条 市長は、この条例の規定若しくは第7条第3項の条件に違反した保存建築物若しくは保存対象敷地内の保存建築物以外の建築物(以下「保存建築物等」という。)の建築主、当該保存建築物等に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。次項において同じ。)若しくは現場管理者又は当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、移転、移築、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な

措置をとることを命じることができる。

- 2 市長は、この条例の規定又は第7条第3項の条件に違反することが明らかな増築等の工事中の保存建築物等については、緊急の必要があつて奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第13条第1項に規定する意見陳述のための手続をとることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該保存建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

（権利義務の承継）

第13条 所有者の変更により新たに保存建築物の所有者となった者は、この条例の規定により市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による旧所有者の権利及び義務を承継する。

第4章 雑則

（建築物の設計及び工事監視）

第14条 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）又は第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、これを行うことができない。

- 2 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下この項において同じ。）の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下この項において同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、これを行うことができない。

- 3 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監視者を定めなければならない。

（消防長の意見の聴取）

第15条 市長は、第4条第1項の規定による登録又は第5条第3項の変更登録をしようとする場合は、消防長に意見を聴くことができる。

（立入調査等）

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、保存対象敷地若しくは保存建築

物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

（罰則）

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けず、保存対象敷地内において増築等をし、又は保存建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をした者
- (2) 第7条第3項の条件に違反した者
- (3) 第10条第2項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 第11条第3項の規定による市長の命令に違反した者
- (5) 第12条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者
- (6) 第16条第1項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

（令和元年10月10日掲示済）

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第26号

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第17条の見出し中「臨時又は」を削り、同条中「臨時又は」を削り、「者」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の見出し及び2条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 フルタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第7条、第10条の2、第12条、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。

3 フルタイム会計年度任用職員に対する第16条の規定の適用については、同条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは、「期末手当」とする。

第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理者が定める者及び従事する業務の性質等を考慮して管理者が定める者については、期末手当を除く。)とする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第7条、第10条の2、第12条、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。

3 パートタイム会計年度任用職員に対する第16条の規定の適用については、同条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは、「期末手当」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年10月10日揭示済)

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第27号

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「者」の次に「(次に掲げる者を除く。)」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第25条の3の2第1項の指定の更新を受ける者第32条第2項中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

別表第1中4の表を5の表とし、3の表を4の表とし、2の表を3の表とし、1の表の次に次のように加える。

2 指定給水装置工事事業者指定更新手数料

単 位	金 額
1件につき	10,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和元年10月10日揭示済)

規 則

奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年10月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第32号

奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例(令和元年奈良市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存建築物の登録の申請等)

第2条 条例第3条第1項の規定により保存建築物の登録の申請を行おうとする者は、対象建築物の名称及び敷地(保存活用計画において、当該対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地(第1号を除く。))以下同じ。)の位置を記載した登録申請書(別記第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該申請の日現在の状況(次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める状況)を表示した別表第1(1)の項及び(2)の項に掲げる図書

ア 対象建築物が既に解体されている場合 当該申請の日現在の対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の対象建築物の状況

イ 保存活用計画において、対象建築物を移築することとする場合(アの場合を除く。) 当該申請の日現在の対象建築物の存する敷地及び対象建築物の状況

(2) 当該建築物が対象建築物であることを証する書面

(3) 条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させる

ことができる。

3 市長は、条例第3条第1項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る対象建築物について条例第4条第1項の規定による登録をしたときは、登録通知書（別記第2号様式）に、登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

4 市長は、条例第3条第1項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る対象建築物について条例第4条第1項の規定による登録をしないときは、登録しない旨の通知書（別記第3号様式）に登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

（保存活用計画）

第3条 条例第3条第2項の保存活用計画は、保存活用計画書（別記第4号様式）に次に掲げる図書を添付したものである。

- (1) 別表第1(2)の項から(4)の項までに掲げる図書
- (2) 保存活用計画概要書（別記第5号様式）
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

（登録の縦覧事項）

第4条 条例第4条第4項の規則で定める事項は、保存活用計画概要書に記載すべき事項とする。

（変更登録の申請等）

第5条 条例第5条第1項の規定による申請をしようとする者は、変更登録申請書（別記第6号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の保存活用計画書
- (2) 別表第1に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）
- (3) 条例第5条第2項において準用する条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面
- (4) 変更後の保存活用計画概要書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、条例第5条第1項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る保存建築物について条例第5条第3項の変更登録をしたときは、登録通知書に、変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

4 市長は、条例第5条第1項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る保存建築物について条例第5条第3項の変更登録をしないときは、変更登録しない旨の通知書（別記第7号様式）に変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

（変更登録を要しない軽微な変更）

第6条 条例第5条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存建築物の名称の変更
- (2) 保存建築物の所有者の変更
- (3) 保存建築物の所有者の氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (4) 設計者の変更
- (5) 保存対象敷地の地名及び地番の変更（保存対象敷地の境界の変更を伴わない場合に限る。）
- (6) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める変更
（登録抹消の通知）

第7条 条例第6条第3項の規定による通知は、登録抹消の通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（現状変更の許可の申請等）

第8条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、現状変更許可申請書（別記第9号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第1(2)の項及び(3)の項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、条例第7条第1項の許可をしたときは、現状変更許可通知書（別記第10号様式）に、現状変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

4 市長は、条例第7条第1項の許可をしないときは、許可しない旨の通知書（別記第11号様式）に、現状変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

（建築主等の変更の届出）

第9条 現状変更許可通知書の交付を受けた者は、条例第7条第1項の許可に係る工事が完了するまでに次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、建築主等の変更届（別記第12号様式）の正本及び副本に当該許可に係る現状変更許可通知書の写しを添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 建築主を変更しようとするとき。
- (2) 工事監理者又は工事施工者を定め、又は変更しようとするとき。
- (3) 建築主、工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名の変更があったとき。
（許可を要しない行為）

第10条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存活用計画書に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に

支障がないと認める行為
(申請の取下げの届出)

第11条 条例第3条第1項の規定による申請、条例第5条第1項の規定による申請又は条例第7条第1項の規定による許可の申請をした者が、それぞれ登録通知書又は現状変更許可通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、登録等申請取下げ届(別記第13号様式)の正本及び副本により市長に届け出なければならない。

(完了検査の申請等)

第12条 条例第8条第1項の規定による申請をしようとする者は、完了検査申請書(別記第14号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第4項の規定による通知は、完了検査通知書(別記第15号様式)により行うものとする。

(申請できないやむを得ない理由)

第13条 条例第8条第2項ただし書の規則で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

(所有者等の変更の届出)

第14条 条例第9条第3項及び第5項の規定による届出は、所有者等の変更届(別記第16号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第6項の規定による届出は、所有者等の変更届に当該保存建築物の所有者が変更したことを証する書面を添えて行うものとする。

(維持管理の報告)

第15条 条例第10条第1項の規定による報告は、維持管理報告書(別記第17号様式)に別表第2に掲げる図書を添えて行うものとする。

(身分証明書)

第16条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記第18号様式)とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条、第5条、第8条関係)

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	敷地の位置、縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(2)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床面積並びに壁、通し柱、開口部及び防火戸の位置(工場にあってはこれらの事項並びに作業場の位置並びに機械設備及びこれに付属する工作物の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあってはこれらの事項及び危険物の貯蔵又は処理を行う位置を含む。)
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床面積求積図	建築物の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2面以上の断面図	縮尺、各階の床及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
(3)	基礎伏図	縮尺、構造耐力上主要な部分に使用される部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	2面以上の軸組図	
	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分(接合部を含む。)、屋縮尺、構造耐力上主要な部分に使用される部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付

		部分の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
	安全性の評価のための調査結果報告書	構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）に使用される部材の劣化及び損傷の状況
		屋根、軒裏、外壁、開口部並びに室内の仕上げの材料の種別及び厚さ
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果
		構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
	火災に対する安全性の評価説明書	建築物の内部で生じる火災に対する安全性の評価結果
		建築物の外部で生じる火災に対する安全性の評価結果
		建築物の火災に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
(4)	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の内容
		地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の実施時期
	維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及び概要
		条例第10条の規定に基づく維持管理の報告の時期及び方法
		建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置

別表第2（第14条関係）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、保存建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立面図	縮尺、外壁、軒裏及び開口部の位置並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出、建築物の各部分の高さ並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋根伏図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カラー写真	建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付

第2号様式 (第2条関係)

登録通知書

奈良市指令 第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

別記
第1号様式 (第2条関係)

登録申請書

(宛先) 奈良市長		住所 氏名 電話 印	年 月 日
申請者		住所 氏名 電話 (法人にあつては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)	
奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第3条第1項の規定により、次の建築物を保存建築物として登録することを申請します。			
1 対象建築物の名称			
2 敷地の地名地番	住所		
3 敷地の所有権を有する者の住所氏名	氏名	電話	
	住所		
4 敷地の借地権を有する者の住所氏名	氏名	電話	
	住所		
※受付欄	氏名	電話	
	※消防関係意見聴取欄		※登録番号欄
		年 月 日	号
		第	係員印

備考

- ※印の欄は、記入しないください。
- 3欄又は4欄に全頁を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

下記による 登録申請書・変更登録申請書 及び添付図書に記載の計画について、奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第4条第1項の規定による登録・第5条第3項の変更登録をしたので、同条例第4条第3項(第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 敷地の地名地番
- 3 建築物又はその部分の概要

(注) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第4号様式 (第3条関係)

登録しない旨の通知書

奈良市指令 第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

別添の登録申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の原因により奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第4条第1項の規定による登録をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

※余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

保存活用計画書

1 建築物の名称	住所									
2 建築物の所有者	氏名									
3 増築等の工事の種別	電話									
	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替									
4 敷地の概要	地名	番	住居表示	用途地域	防火地域	その他の地域地区	指定建ぺい率	%	指定容積率	%
	敷地面積	m ²	敷地面積	m ²	建築物の敷	棟				
	前面道路	幅員	m	接道長	m					
5 建築物の概要	主要用途	階	階	階	階	階	階	階	階	合計
	用途									
	申請に係る建築物	用途								
		構造								
		延べ面積	m ²	延べ面積	m ²	延べ面積	m ²	延べ面積	m ²	m ²
		用途								
		構造								
		最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m	最高の軒の高さ	m	最高の軒の高さ	m	m
		建築面積	m ²	建築面積	m ²	建築面積	m ²	建築面積	m ²	%
		延べ面積	m ²	延べ面積	m ²	延べ面積	m ²	延べ面積	m ²	%

第5号様式(第3条関係)

延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
その他の建築物	用途				m ²
	構造				
その他の建築物	延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	用途				
その他の建築物	構造				
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 増築等の工事の内容					
7 安全性に関する事項	構造上の安全性				
	防火上の安全性				
8 維持管理に関する事項	調査の項目・概要				
	報告の方法・時期				
9 敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項					
10 設計者	住所				
	氏名	電話	資格	建築士登録第	号
		建築士事務所名	登録	建築士事務所	知事登録第

備考

- 該当する口には、レ印を記入してください。
- 2欄に全員を記入することができなときは、同一様式の別紙に記入してください。
- 3欄、7欄、8欄及び9欄は、できるだけ具体的に記入してください。この場合において、これらの欄に記入することができなときは、別紙に記入してください。
- 「増築等」とは、建築物の増築、改築、移転若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替をいいます。

保存活用計画概要書
(第1面)

1 建築物の名称					
2 建築物の所有者	住所				
	氏名				
3 保存管理責任者	住所				
	氏名				
4 増築等の工事の種別	□増築 □改築 □移転 □移築 □用途変更 □修繕 □模様替				
	地名	地番			
5 敷地の概要	住居表示				
	用途地域				
防火地域	□防火地域 □準防火地域 □指定なし				
	その他の地域地区				
指定建ぺい率	%	指定容積率	%		
敷地面積	m ²	建築物の数	棟		
建築物の番号					
建築物別用途					
6 建築物の概要	最高高さ	m	m	m	m
		階数	地上階	地下階	地上階
	構造				
		建築物別	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²				
延べ面積	m ²				
延べ面積	m ²				
延べ面積	m ²				
※登録の年月日及び番号					
※変更登録の年月日及び番号					

(第2面)

許可の履歴

1	許可年月日及び番号	年	月	日	第	号
2	住所					
	建築主 氏名	電話				
3	住所					
	氏名	資格 建築士 大臣登録第	号			
	建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第	号			
4	住所					
	氏名	資格 建築士 大臣登録第	号			
	建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第	号			
5	住所					
	氏名	電話				
		<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事 許可 第 号				

備考

- 該当する□には、レ印を記入してください。
- 建築物の番号欄は、敷地内の建築物ごとに通し番号を記入してください。

(第3面)

付近見取図

配置図

- 備考
- 付近見取図には、方位、道路及び目標となる他物を明示してください。
 - 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

第6号様式 (第5条関係)

変更登録申請書

(宛先) 奈良市長	住所 氏名 電話	申請者 氏名 電話	年 月 日	年 月 日
奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第5条第1項の規定により、次の保存建築物に係る変更登録を申請します。				
1 保存建築物の名称				
2 登録年月日及び番号	年 月 日	第 号		
3 敷地の地名地番	住所			
4 敷地の所有権を有する者の住所氏名	住所	氏名	電話	
	住所	氏名	電話	
5 敷地の借地権を有する者の住所氏名	住所	氏名	電話	
	住所	氏名	電話	
※受付欄	※消防関係意見聴取欄		※登録番号欄	
			年 月 日	号
				係員印

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 4欄又は5欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

第7号様式 (第5条関係)

変更登録しない旨の通知書

奈良市指令 第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

年 月 日で申請された変更登録申請については、下記の理由により奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第5条第3項の規定による登録をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

※余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第8号様式（第7条関係）

登録抹消の通知書

奈良市指令 第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日で申請された登録申請について、奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第6条第 項の規定により登録を抹消しましたので、通知します。

記

- 1 保存建築物の名称
- 2 敷地の地名地番
- 3 登録年月日及び番号
- 4 登録を抹消した理由

※余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第9号様式（第8条関係）

現状変更許可申請書
(第1面)

(宛先) 奈良市長		年 月 日
申請者 住所 氏名 電話 印 (法人にあつては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)		
奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第7条第1項の規定により、現状変更の許可を申請します。		
1 保存建築物の名称	年 月 日 第 号	
2 登録年月日及び番号	住所 氏名	電話
3 保存建築物の所有者住所	資格 建築士 大臣登録第 号	
4 設計者	登録 建築士事務所 知事登録第 号	
5 工事監理者	資格 建築士 大臣登録第 号	
	登録 建築士事務所 知事登録第 号	
6 工事施工者	住所 氏名	
	電話	
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 県知事 許可 第 号	
※ 受付欄	※ 備考欄	※ 許可番号欄
		年 月 日 号
		第 係員印

第10号様式（第8条関係）

現状変更許可通知書

奈良市指令第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

下記による現状変更許可申請者及び添付図書に記載の計画について、奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第7条第1項及び第3項の規定に基づき許可しますので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 敷地の地名地番

3 建築物又はその部分の概要

4 許可の条件

(第2面)

7	敷地の地名地番						
8	敷地面積	㎡					
9	現状変更の行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替					
10	地名地番						
	最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m			
	建築面積	㎡	建ぺい率	%			
	延べ面積	㎡	容積率	%			
11	敷地の概要	階	階	階	階	階	計
		申請部分	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		申請以外の部分	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	延べ面積	計	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
11	工事着手予定年月日	年 月 日					
12	工事完了予定年月日	年 月 日					

備考

- 1 該当する口には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 欄に全員を記入することができないときは、同一様式の別紙に記入してください。
- 4 5 欄及び6 欄は、工事監理者及び工事施工者が未定である場合は、記入する必要はありません。

※余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(注) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第11号様式（第8条関係）

第12号様式（第9条関係）

許可しない旨の通知書

奈良市指令 第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

年 月 日で申請された現状変更許可申請については、下記の理由により奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第7条第1項の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

※余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

建築主等の変更届

(宛先) 奈良市長	年 月 日
申請者	住所 氏名 印 電話 (法人にあつては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)
奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例施行規則第9条の規定により、 <input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 工事監理者 の 変更 について届け出ます。 <input type="checkbox"/> 工事施工者	
1 既存建築物の名称	
2 敷地の地名地番	
3 登録年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 変更内容	前
	後
6 変更理由	
※受付欄	※特記事項

備考

- 1 該当する口には、レ印を記入してください。
- 2 ※白の欄は、記入しないでください。

第14号様式 (第12条関係)

完了検査申請書

(宛先) 奈良市長	住所 氏名 電話 (法人にあつては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)	年 月 日
奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第8条第1項の規定により、同条例第7条第1項の許可に係る工事が完了したので検査を申請します。		
1 敷地の地名地番		
2 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
3 工事完了日	年 月 日	
住所		
4 設計者	氏名	資格 建築士 大臣登録第 号
	建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第 号
住所		
5 工事監理者	氏名	資格 建築士 大臣登録第 号
	建築士事務所名 電話	登録 建築士事務所 知事登録第 号
住所		
6 工事施工者	氏名	
	電話	第 号
国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 県知事 許可		
※ 受付欄	※ 特記事項	

第13号様式 (第11条関係)

登録等申請取下げ届

(宛先) 奈良市長	住所 氏名 電話 (法人にあつては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)	年 月 日
<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更登録 先に行った <input type="checkbox"/> 現状変更の許可 除外に関する条例施行規則第11条の規定により届け出ます。		
1 登録又は許可申請受付年月日及び受付番号	住所	
2 申請者住所氏名	氏名	
3 敷地の地名地番	電話	
4 建築物等の用途		
5 取下げ理由		
※ 受付欄	※ 特記事項	

備考
1 該当する口には、レ印を記入してください。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

第15号様式 (第12条関係)

完了検査通知書

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

下記に係る工事は、奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第8条第4項の規定による検査の結果、同条例第7条第1項の許可の内容に適合していることを通知します。

1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 敷地の地名地番

3 建築物又はその部分の概要

4 検査年月日 年 月 日

記

第16号様式 (第14条関係)

所有者等の変更届

(宛先) 奈良市長		年 月 日
申請者	住所	印
電話番号	電話番号	(法人にあつては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)
奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第9条 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第5項 <input type="checkbox"/> 第6項の規定により届け出ます。		
1 保存建築物の名称	年 月 日 第 号	
2 登録年月日及び番号	年 月 日 第 号	
3 敷地の地名地番	年 月 日	
4 変更年月日	年 月 日	
5 変更事項	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 保存管理責任者 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 解任 <input type="checkbox"/> 氏名若しくは名称又は住所の変更	
6 変更前		
7 変更後		
7 変更理由		
※受付欄	※特記事項	

備考

- 1 該当する口には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 7欄は、できるだけ具体的に記入してください。

(注) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第17号様式 (第15条関係)

維持管理報告書
(第1面)

(宛先) 奈良市長	年	月	日
申請者 氏名 住所 電話番号 (法人にあつては、名称及び代表者名並びに事務所の所在地)	印		
奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第10条第1項の規定により報告します。			
1 保存建築物の名称	年	月	日
2 登録年月日及び番号	年	月	日
3 敷地の地名地番	年	月	日
4 敷地面積	㎡		
5 用途	構造	造	
最高高さ	m	最高の軒の高さ	m
建築面積	㎡	建ぺい率	%
延べ面積	㎡	容積率	%
階別	階	階	階
延べ面積	㎡	階	㎡
住所			
6 調査を行った者	氏名	氏名	氏名
	電話	電話	電話
7 調査日	建築士事務所名	建築士事務所名	建築士事務所名
	電話	電話	電話
※受付欄	※特記事項		

(第2面)

区分	調査項目	結果	指摘の概要
敷地	地盤	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	危険通路	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
建築物の外部	基礎	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	土台	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	外壁	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	軒裏	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
屋根	開口部	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	屋根ふき材	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
建築物の内部	屋根下地	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	柱	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	梁	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	壁	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	床	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	天井	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
建築設備	継手・仕口	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	給水設備	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
建築設備	排水設備	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	電気設備	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
避難経路	消火設備	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
	階段	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
廊下	廊下	<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	
		<input type="checkbox"/> 指摘なし <input type="checkbox"/> 指摘あり <input type="checkbox"/> 対象外	

8 調査の結果

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないください。

第18号様式（第16条関係）

身分証明書	第 号
所 属 職 名 氏 名	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>
	年 月 日 生
上記の者は、奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例第16条第1項に規定する立入調査、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。	
年 月 日 発行 年 月 日 まで有効	
奈良市長	印

(注) 裏面に奈良市歴史的建築物の建築基準法適用除外に関する条例の抜粋を記載する。

(令和元年10月10日揭示済)

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第33号

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則（平成11年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「700円」を「720円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則第12条の規定は、令和元年10月1日以後の勤務に係る通勤手当について適用し、同日前の勤務に係る通勤手当については、なお従前の例による。

(令和元年10月17日揭示済)

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第34号

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和27年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則別表第2の規定は、令和元年10月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(令和元年10月17日揭示済)

告 示

奈良市告示第286号

奈良市移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年10月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示
奈良市移動支援事業実施要綱（平成26年奈良市告示第194号）の一部を次のように改正する。

第8条中「規則第28条第4項」を「規則第28条第5項」に改める。

第14条第5項中「奈良市移動支援事業所変更承認申請書」を「奈良市移動支援事業所変更届出書」に、「提出し、承認を受けなければならない。」を「提出しなければならない。」に改め、同条第6項中「奈良市移動支援事業所廃止（休止・再開）届」を「奈良市移動支援事業所廃止（休止・再開）届出書」に改める。

別記第2号様式中「移動支援事業を行う」を「奈良市移動支援事業を行う」に改める。

第4号様式中「奈良市移動支援事業所変更承認申請書」を「奈良市移動支援事業所変更届出書」に、「申請します。」を「届け出ます。」に、

名 称		を
-----	--	---

事業所番号		に
名 称		
事業内容	個別支援型 ・ 施設等利用型	

改める。

別記第5号様式中「奈良市移動支援事業所廃止（休止・再開）届」を「奈良市移動支援事業所廃止（休止・再開）届出書」に、

名 称		を
-----	--	---

事業所番号		に
名 称		
事業内容	個別支援型 ・ 施設等利用型	

改める。

附 則
(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月15日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年10月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第6号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正

する規程を次のように定める。

令和元年10月10日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第4条第1項の指定」の次に「及び第5条の2第1項の指定の更新」を、「場合において、」の次に「第4条第1項の指定を受けた」を、「手数料を」の次に、「第5条の2第1項の指定の更新を受けた指定工事業者は、同表に定める指定給水装置工事事業者指定更新手数料を」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和元年10月10日揭示済)

奈良市企業局管理規程第7号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月10日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第28条の3中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和元年10月10日揭示済)

教育委員会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則等の一部を改正する規則

（奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正）

第1条 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号中「誓約します。」を「誓約するとともに、世帯の市民税課税状況等について、奈良市教育委員会が公簿等により確認することに同意します。」に、

入所希望月（希望する月を記入してください。ただし、希望月に入所できるとは限りません。）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

を

入所希望月（希望する月を記入してください。ただし、希望月に入所できるとは限りません。）	年 月										

に、

「指導員」を「支援員」に改める。

別記第2号様式中

利用希望月（希望する月を記入してください。ただし、希望月から利用できるとは限りません。）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

を

利用希望月（希望する月を記入してください。ただし、希望月から利用できるとは限りません。）	年 月										

に改める。

別記第7号様式中

勤務先 (保護者名)																											
入所希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
延長保育希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			

を

勤務先(保護者名)																											
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

(奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

(令和元年10月29日揭示済)

第2条 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年奈良市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則別記第1号様式、第2号様式及び第7号様式の規定は、令和2年4月1日以降の入所から適用する。

3 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年10月1日揭示済)

奈良市教育委員会告示第10号

次のとおり奈良市指定文化財の指定の一部を改正します。
令和元年10月29日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

告示番号	所在(有)	
	変更前	変更後
平成元年奈良市教育委員会告示第3号	高畑町726 好田美子	高畑町726 好田裕史